

財団法人 岡山県教育職員互助組合寄附行為

昭和44年 6月30日制定(昭和44年 8月 1日施行)
改 正 昭和45年 2月25日(昭和45年 2月25日施行)
昭和46年 2月22日(昭和45年10月20日適用)
昭和59年 5月21日(昭和60年 4月 1日施行)
平成11年 5月18日(平成11年 5月25日施行)
平成16年 3月31日(平成16年 3月31日施行)

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、財団法人岡山県教育職員互助組合という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を岡山市内山下2丁目4番6号岡山県教育庁内に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、岡山県における教育文化の振興発展並びに教職員及び教育関係者の福利向上生活の安定を図ることを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 学術視察、講習会等の開催
- (2) 他の教育団体、文化団体等との連絡提携
- (3) 医療補助金等の給付
- (4) 生活資金等の貸付け及び積立預金
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(資 産)

第 5 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる果実
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄附金品
- (5) その他の収入

(資産の種類)

第 6 条 この法人の資産を分けて、基本財産及び運用財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 財産目録のうち、基本財産として記載された財産
 - (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
 - (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第 7 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の決議による。

- 2 基本財産のうち現金は、信用ある金融機関に定期預金として預入れ、若しくは信託し、又は国債、地方債、公営企業債等の確実な債券にかえて管理、保管しなければならない。

(基本財産の処分)

第 8 条 基本財産は譲渡し、若しくは交換し、又は担保に供してはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事の4分の3以上の同意を経て、かつ岡山県教育委員会(以下「主務官庁」という。)の承認を受けてその一部に限り処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第 9 条 この法人の事業遂行に要する費用は、資産から生ずる果実等の運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第 10 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前に理事長が編成し、理事会の議決を経て定め、主務官庁に届出なければならない。事業計画及び収支予算を変更した場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第 11 条 理事長は、毎会計年度終了後 2ヶ月以内に、事業報告書、収支決算書及び財産目録を作成し監事の監査を経て理事会の承認を受け、主務官庁に報告しなければならない。

(特別会計)

第 12 条 この法人の事業遂行上必要あるときは、理事会の議決を経て特別会計を設けることができる。

(債務負担、権利放棄及び借入金)

第 13 条 借入金(その会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く。)をしようとするときは理事会の議決を経て、主務官庁の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第 14 条 この法人の会計年度は、毎年 4月 1日に始まり翌年 3月31日に終る。

第 4 章 役員、評議員、会員及び職員

(役員定数)

第 15 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事18名(うち理事長 1名、副理事長 3名及び常務理事 4名とする。)
- (2) 監事 5名
- (3) 前号の監事のうち 1名については、この法人の会員以外の者とする。

(役員を選任)

第 16 条 理事及び監事は、評議員会において、これを選任する。ただし、緊急やむを得ない場合は理事会で選任することができる。この場合は、次期評議員会において承認を求めなければならない。

- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会において互選する。
- 3 理事は、同一の法人又は団体の常勤の役職員である者があわせて理事の 2分の 1をこえてはならない。
- 4 理事監事及び評議員は、互いにこれを兼ねることができない。

(役員の職務)

第 17 条 理事は、理事会を組織し、理事会の議決に基づいて、この法人の業務を執行する。

- 2 理事長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。
- 3 理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ理事会において指名した副理事長がその職務を代行する。
- 4 副理事長は、理事長を補佐する。
- 5 常務理事は、理事長・副理事長を補佐し、理事会の決議に基づき日常の事務を処理する。
- 6 監事は、民法(明治29年法律第89号)第59条に規定する職務を行う。

(役員任期及び解任)

第 18 条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。ただし、補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、任期満了後においても、後任者が就任するまでは、引き続いてその職務を行うものとする。
- 3 役員はこの法人の役員としてふさわしくない行為があった場合には、その任期中であっても理事会及び評議員会の議決によりこれを解任することができる。

(役員身分、費用弁償)

第 19 条 役員は、その任務のために要した費用について実費弁償を受けることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、第15条第 3号に規定する監事については、報酬を支給することができる。

(評議員の定数、選任、任期)

第 20 条 この法人には、評議員64名を置く。

- 2 評議員は、理事会において選出し、その任期は 2年とする。

(評議員の職務)

第 21 条 評議員は、評議員会を組織し、この寄附行為に定める事項を審議する。

(会 員)

第 22 条 この法人に会員を置く。

- 2 会員に関する事項は、運営規則で定める。
- 3 会員は、この法人の目的及び事業の推進に積極的に協力しなければならない。

(職 員)

第 23 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設け、必要な職員を置く。

- 2 職員の任免は、理事長が行う。
- 3 職員は、有給とすることができる。
- 4 事務局及び職員に関する事項は、運営規則で定める。

第5章 会 議

(会議の種類)

第24条 会議は、理事会及び評議員会の2種とする。

(会議の招集)

第25条 理事会は、理事長が年2回以上これを招集する。ただし、理事の3分の1以上又は監事から会議の目的事項を示して請求のあったときは、速やかに理事会を招集しなければならない。

2 評議員会は、理事長が年1回以上これを招集する。ただし、理事会が必要と認めたとき、又は監事若しくは評議員の3分の1以上から要求があるときは速やかに評議員会を招集しなければならない。

3 理事会又は評議員会を招集するときは、理事又は評議員に対し、会議の目的たる事項及びその内容を示した文書を送付しなければならない。

(会議の議長)

第26条 理事会の議長は、理事長をもって充てる。ただし、理事長に事故あるときは、副理事長のうちから互選する。

2 評議員会の議長は、その都度評議員の中から選出する。

(会議の定足数)

第27条 会議は、理事現在数(評議員会では評議員現在数)の2分の1以上が出席しなければ開会することができない。

2 会議の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事又は出席評議員の過半数の賛成をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面の表決等)

第28条 会議に出席できない理事又は、評議員はあらかじめ通知された事項について書面で表決し、又は他の理事、評議員に表決を委任することができる。この場合において、前条の規定の適用については、出席したものとみなす。

2 軽易な事項については、理事長が書面により賛否を求めて会議の議決にかえることができる。

(評議員会の承認)

第29条 理事会は、次の各号に掲げる事項についてあらかじめ評議員会の承認を得て決定しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は理事会のみで決定することができる。この場合は次期評議員会において承認を求めなければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 寄附行為に基づく諸規程の制定、改廃
- (4) 基本財産の処分
- (5) 第12条に定める特別会計の設定
- (6) 第13条に定める借入金
- (7) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会が必要と認めた事項

(理事長の専決処分)

第30条 理事長は理事会において決定すべき事項で臨時急務を要し、理事会を招集するいとまがないと認めたときは、これを専決することができる。ただし、この場合は、次の理事会に報告し、その承認を求めなければならない。

(監事の出席)

第31条 監事は理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。

(議事録)

第32条 すべての会議には議事録を作成し、保存しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席者のなかから、その会議において選出された議事録署名人2名以上が署名しなければならない。

第6章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第33条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において理事及び評議員の現在数のおのおの3分の2以上の同意を経て主務官庁の認可を受けなければ変更することができない。

(解 散)

第34条 この法人の解散は、理事会及び評議員会において理事及び評議員の現在数の4分の3以上の同意を経て、主務官庁の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第35条 この法人の解散のときに存する残余財産は、理事及び評議員の現在数の4分の3以上の同意を経て、主務官庁の許可を受け、国若しくは地方公共団体又はこの法人に類似の目的をもつ他の公益法人に寄附する。

第7章 補 則

(規程等)

第36条 この寄附行為に定めるもののほか、この法人の運営について必要な事項は理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、主務官庁の設立許可の日から施行する。(昭和44年 8月 1日)
- 2 この法人の当初の会計年度は第14条の規定にかかわらず、設立許可の日から昭和45年 3月31日までとする。
- 3 この法人は、岡山県教育職員互助組合及び岡山県教育職員文化会の事業に伴うすべての権利、義務を継承する。
- 4 この寄附行為施行の際、現に岡山県教育職員互助組合の組合員であった者については、引き続き寄附行為第22条に規定する会員とする。
- 5 この寄附行為施行の際、現に岡山県教育職員互助組合の職員であった者については、引き続き寄附行為第23条に規定する職員とする。
- 6 この法人の設立当初の役員は、第16条の規定にかかわらず、次のとおりとし、その任期は、第18条第1項の規定にかかわらず昭和46年 5月31日までとする。

理事(理事長)	篠井 孝夫	理事	戸川 大六	理事	原 絢子
理事(副理事長)	小野 啓三	理事	黒住 精	理事	福田 忠義
理事(副理事長)	仁科 義幸	理事	吉田 兼晴	理事	岩本 浩可
理事(副理事長)	立花 一也	理事	芳原 政一	理事	小合 忠良
理事(常務理事)	岡田 政敏	理事	玉光 首	監事	生田 寿男
理事(常務理事)	二宮 貞久	理事	高田 善明	監事	延兼 保男
理事(常務理事)	鈴木 保	理事	林 智加子	監事	安原 泰
理事(常務理事)	佐田 昌弘	理事	石井 秀昭	監事	右手 善人
理事	三村 克一	理事	竹花 幸子	監事	茂見 多

附 則

この寄附行為は、昭和45年 2月25日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和46年 2月22日から施行し、昭和45年10月20日から適用する。

附 則

この寄附行為は、昭和60年 4月 1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成11年 5月25日から施行する。

附 則

(施行日)

- 1 この寄附行為は、変更認可のあった日(平成16年 3月31日)から施行する。

(経過措置)

- 2 この寄附行為施行の際、現に在任する役員は、変更後の寄附行為第15条第1項第1号の規定にかかわらず、変更前の寄附行為の規程による役員としての任期が満了するまでの間、引き続き変更後の寄附行為の規定による役員として在任するものとする。
- 3 この寄附行為施行の際、現に在任する評議員は、変更後の寄附行為第20条の規定にかかわらず、変更前の寄附行為の規程による評議員としての任期が満了するまでの間、引き続き変更後の寄附行為の規定による評議員として在任するものとする。